

新型コロナウイルス感染症の対応について

2020年4月8日

株式会社りんりん

◆療育ルームりんごの木

◆療育ルームりんごの木 北園教室

日頃より、当事業所の療育に対し、ご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

4月7日、国から「緊急事態宣言」が発令され、その対象地域に東京都が指定されるとともに不要不急の外出についての自粛要請が出されているところです。厚労省からの4月2日の通達では、「地域の感染状況を踏まえつつ、通所サービスの提供を縮小して実施すること、あるいは、児童や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合でサービス提供を縮小しての実施も困難な時は臨時休業することを検討してほしい」と要請がありました。4月8日現在当事業所としては、この通達に従い開所を継続しておりますが、新型コロナウイルス感染症については、感染源や感染経路が判明していない症例が増える等保護者の皆様はご心配なことと存じます。開所にあたっては、皆様が健康で安全にご利用いただけるよう、事業所の感染予防対策を強化し、サービス提供を縮小しながらも支援が途切れることなく、可能な限りサービスの提供が継続できるよう対応させていただきます。サービス提供の縮小につきましては、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後、政府及び都・区からの休業要請などが入った場合は休園とさせていただくこともございます。その際は改めてご案内させていただきます。

サービス提供の縮小について

「グループ療育」では、時間短縮と人数の制限を行い、3密を避けるよう縮小させていただきます。「赤ちゃん体操」は感染症に弱いお子さんと指導員が接触しながら直接支援を行うため、利用の自粛をお願いします。

「個別療育」「グループ療育」共に、電車・バスを利用し通勤する職員がおります。可能な範囲で時差出勤を行い、職員の感染を予防していきます。

サービス提供の縮小期間は5月6日までを予定しております。

◆グループ療育の時間短縮について

- ・午前グループ 10:00～11:30（11:45を11:30に変更）
- ・午後グループ 14:00～15:30（15:45を15:30に変更）

◆人数の制限配慮

- ・グループ療育を行う部屋に大人と子ども合わせて10人以内となるよう配慮していきます。（人数を制限したり、時間を短縮する、部屋の窓を開けるなど換気をし、活動内容も工夫しながら3密を避けることを心がけます）

◆赤ちゃん体操の利用自粛のお願い

- ・感染症に弱いお子さんと指導員が接触しながら直接支援を行うため、感染予防のため利用の自粛をお願いしております。

◆個別療育の時間変更について

可能な範囲で 9:30、15:30 の枠の方等に利用時間の変更をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。

① お子様の受入れ・感染症についての考え方

＜お子様の登園について(発熱時)＞

登園に当たっては、登園前にご家庭にて検温をし、発熱がないことをご確認いただいた上でご登園ください。また、登園時、職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱(37.5 度以上)等が認められる場合には、一律ご利用をお断りする取扱いといたします。

過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いといたします。

※微熱(37.5 度以下)や咳などの風邪症状がある場合や、ご家族の発熱症状がある場合等、少しでも不安な症状がみられる場合は必ずお電話でご相談下さい。感染予防のためお休みしていただく場合がございますことご了承ください。

＜個別療育の兄弟児の同室について＞

通常、兄弟児同伴の個別療育を認めておりましたが、今回の新型コロナウイルス対応においては、最小限の人の接触にさせていただくため、ご兄弟の入室は禁止させていただきます。預け先や留守番等が難しいご兄弟がおられる場合はご相談いただき、個別療育を母子分離で行うなどの対応をさせていただきます。

＜療育中に熱(37.5 度)を 感知した場合＞

療育時間内で発熱した場合は、他園児との接触を避けお迎えの要請をさせていただきます。以降の取り扱いは上記の通りとさせていただきます。

※微熱(37.5 度以下)の場合や咳などの風邪症状が強く見られる場合も保護者の方にご連絡させていただく場合がありますこと、ご了承下さい。

② 職員の勤務について

発熱(37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。)や呼吸器症状(以下「発熱等」という。)が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底致します。該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めます。

過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後、24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いと致します。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意いたします。

※微熱(37.5 度以下)であっても、倦怠感など健康に不安がある場合には管理者と相談の上出勤を取りやめることがあります。

③ 面談等についての制限について

通常、3 月～5 月は個別支援計画の見直しや新年度に向けて面談を行う機会が増える時期ですが、感染拡大防止のため、面談等について制限を設けます。

＜グループ療育(療育ルームりんごの木)について＞

◆個別支援計画お渡しの際の面談は行わず、登園時手渡しするか、郵送にてお送りし、書面にてご確認・ご同意いただき面談が可能な状況になってから行います。相談等がございましたらお電話にて随時お伺いいたします。療育相談の面談も同じ対応を致します。

◆新規利用者の契約等に関しては、感染予防に留意しながら行います。

◆新規利用のための体験、参観を現在中止しております。体験・参観が可能になりましたら当事業所から連絡致します。

＜個別療育(療育ルームりんごの木・北園教室)＞

◆個別支援計画のお渡しについて、保護者が付添いで入室している場合は通常通り療育時間内での説明をさせていただきます、お渡し致します。兄弟児同伴不可のため分離で行っている場合は、登園時手渡しするか郵送にてお送りし、書面にてご確認・ご同意いただきます。

◆新規利用のための体験を現在中止しております。体験が可能になりましたら当事業所から連絡致します。